

## 第三セクターの設立・運営及び指導監督に関する基本方針

### 第1 趣旨

本県における第三セクターは、県の行政目的を効果的かつ効率的に達成するために設立された法人であり、公共的サービスの担い手として、県民福祉の向上、地域の振興等に一定の役割を果たしているが、今後もその求められる使命を発揮するためには、法人自らの不断の努力と併せ、県の十分な指導監督が不可欠である。

このため、これまでの指導監督の方針を維持しつつ、平成26年12月の第三セクター等の経営に関する調査特別委員会からの提言等も踏まえ、県関与の基本的な考え方、指導監督の方向性、法人運営や経営改善に関し留意すべき事項、県の人的関与及び財政的関与の基準等を定めるものである。

### 第2 対象法人

この基本方針の対象となる第三セクターとは、県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの25%以上を出資している法人（地方独立行政法人を除く。）とする。なお、県の出資比率が25%未満の法人についても、必要に応じこの基本方針を踏まえ指導監督を行う。

### 第3 県関与の基本的考え方

県は、次の事項を十分に考慮し、第三セクターに対し適切に関与していくものとする。

- (1) 第三セクターは、県の多様な行政目的を効果的かつ効率的に達成するために設立された法人であり、県施策において重要な役割を果たしていること。
- (2) 県及び第三セクターは、適切な役割と責任の分担のもと、協働で、公共的サービスを提供し、及び県民福祉の向上に努める必要があること。
- (3) 第三セクターがその求められる使命を十分に発揮するため、県は、必要に応じ第三セクターへの関与を見直すとともに、経営健全化等に向けた指導監督を行う必要があること。
- (4) 県は、第三セクターに対し指導監督を行う場合は、法人の自立性及び県以外の出資者の利益を損なわないよう、十分に配慮しなければならないこと。

### 第4 指導監督の方向性

#### 1 統廃合

法人の存立意義や当初の設立目的及び県出資の妥当性を継続的に検証し、次の基準に該当するものについては統廃合を検討する。

- (1) 設立目的が達成された法人又は事業の必要性の低下や活動実績が乏しいなど設立の意義が薄れていると認められる法人
- (2) 他の法人と類似した業務を行っている、又は他の法人で業務を代替できると認められる法人
- (3) 統合をすることで、より強固な事業実施体制を確立できる法人

## 2 県関与の縮小・廃止

社会情勢や法制度の変化等により、現在は県の関与の妥当性が薄れている法人については、経営状況を考慮しつつ、概ね次の基準に該当するものについて、県出資の引き揚げや株式の処分等により、県関与の縮小・廃止を図る。

- (1) 県が直接民間企業に委託することが可能な事業を主たる事業としている法人
- (2) 設立支援を目的として出資等した法人で、その目的が達成された、又はその見込みがあると認められる法人
- (3) 事業や施策をより効率的・効果的に推進するため、県との関係を出資等以外の方法により再構築する法人

## 3 県関与の継続

第三セクターは独立した組織体であり、自律的運営を図ることが基本であるが、実施する事業の内容等に関し次の基準に該当するものについては、一定の県関与を継続する。なお、その場合であっても法人の自主性・機動性が十分確保されるよう考慮する。

- (1) 本来県が実施すべき事業を主たる事業とする法人、又は実施する事業が県の施策と関連性があり、当面は公共的サービスの安定的な担い手として位置付けられる法人
- (2) 出資の経緯や県の施策上の問題等により、直ちに県関与の縮小・廃止を図ることが困難な法人

## 4 行動計画の策定

県は、指導監督に際して、概ね4年ごとに法人別の「第三セクターの経営の健全化等に関する行動計画」を策定し、公表するものとする。

策定した行動計画については、その取組状況を第5の3(1)の運営状況評価により毎年度検証するとともに、必要な場合は行動計画を見直すこととする。

# 第5 法人運営、経営改善等

## 1 基本的事項

第三セクターの運営は、会社法、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の規定に基づきガバナンスを構築し、自らの責任で遂行していくものであるが、県が出資する法人として、所管部局は特に次の事項に留意して指導監督を行うものとする。

- (1) コンプライアンス（法令遵守）の徹底

- (2) 代表権を有する者、役員及び幹部職員の職務権限及び責任の明確化
- (3) 経営に関する諸情報の積極的な開示
- (4) 確実かつ有利な方法による資産運用

## 2 職員採用

職員採用に当たっては長期的な見通しに基づき適正・厳格に行うこととし、採用者の決定については、別に定める職員採用に関する指導方針により、職員共同採用試験を実施し、優秀な人材の確保に努める。

## 3 運営状況評価及び情報の提供

### (1) 運営状況評価

第三セクターが経営環境に自ら適切に対応し、機動的・効率的な運営を推進するとともに、県が経営健全化に向けた適切な指導を講ずるため、県は、第三セクターが作成した運営状況概要書（法人の運営状況の概要をまとめた書類をいう。）等を参考に、運営状況評価（第三セクターの行動計画に沿った法人運営の確保及び中長期的な視点に立った法人経営の健全化並びに将来の法人のあり方などの検討に資するため、法人による自己評価及び県による評価をもとに、別に定める外部有識者委員会が評価及び提言を行うことをいう。）を毎年度実施するものとし、その実施については、別に定める。

### (2) 対応方針の策定等

県は、運営状況評価を踏まえ、対応方針を策定するとともに、必要に応じて第4の4に規定する行動計画の見直しを行うものとする。

### (3) 情報公開

県民に開かれた第三セクターの運営と説明責任の遂行を図るため、運営状況概要書、運営状況評価書及び運営状況評価を踏まえて策定した対応方針については毎年度県議会に報告するとともに公表するものとする。

また、県は、自らが実施する事業と相まって第三セクターが実施する事業への県民理解が深まるような広報広聴に努めるものとする。

## 4 県の指導監督体制

### (1) 指導監督の方針

所管部局は、県の出資比率が25%以上の法人に対する地方自治法の規定に基づく調査、公益社団法人及び公益財団法人に対する立入検査、特別法人に対する根拠法に基づく検査等の権限を有効・適切に活用する。

また、株式会社に対しては株主として有する権利を必要に応じ行使することにより、設立目的が十分達成されるよう適切な指導監督を行う。

### (2) 第三セクターのあり方に関する検討委員会

行動計画の策定・見直し、運営状況評価の結果への対応、県の財政的関与及び人的

関与その他の第三セクターに関する重要事項を部局横断的に協議し、第三セクターに対し適切な指導監督を行うため、庁内組織として「第三セクターのあり方に関する検討委員会」を設置する。

### (3) 全体調整

行政経営課は、第三セクターに関する庁内委員会の事務局として同委員会の事務を掌理するとともに、第三セクターの指導監督及び関与に関する統一的な事務処理を図るための企画及び調整を行う。

## 第6 県の人的関与

県職員等の役員就任や派遣については、第三セクターの設立の趣旨等を勘案し、出資企業等と十分な協議を行った上、適材適所の配置を基本に必要な最小限度に止める。

また、役員就任に当たっては、会社法、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の規定による役員の職責を充分果たしうるのか慎重に検討するものとする。

なお、役員に就任した職員にあつては、その経営責任を自覚し、法人経営が悪化しないよう、及び新たな県財政への負担が生じないように、その職責を全うしなければならない。

### 1 株式会社の場合

#### (1) 職員の派遣

原則として行わない。

#### (2) 役員の就任

原則として事業活動の公共性等を確保するため県が一定の関与をすべき法人に限定する。

#### (3) 県退職者の役職員就任

法人からの要請に基づき、その必要性や従事する職務内容等を充分検討した上で、別に定める職員の再就職に関する取扱により行うものとする。

### 2 株式会社以外の法人の場合

#### (1) 職員の派遣

行政と密接な関係を有する行政補完型の法人に限定し、派遣職員数も必要最小限に止める。

#### (2) 役員の就任

公益法人及び一般法人には、新たな法人制度のもと、ガバナンス（内部統治）による法人運営が強く求められ、それに伴い明確な役割と責任のある者が役員となる必要があることから、原則として、県職員の役員就任を廃止する。

また、特別法人の役員の就任は、原則として事業活動の公共性を確保するため、県が一定の関与をすべき法人に限定し、就任職員数も必要最小限に止める。

### (3) 県退職者の役職員就任

法人からの要請に基づき、常勤の役職員の必要性やプロパー職員等の登用の可能性を充分検討した上で、別に定める職員の再就職に関する取扱により行うものとする。

## 第7 県の財政的関与

県の補助、委託等の財政的関与については、支出目的となる事業の公共性・公益性、事務事業の効率的・効果的な執行の可能性、さらには法人の設立目的や財務状況、法人を取り巻く社会経済情勢等を十分に調査検討し、厳正かつ厳格に行う。

### 1 補助

補助対象事業を明確にするとともに、人件費補助は行わないこととし、運営費補助についても、必要最小限に止める。

また、一定期間を経過したものについては、廃止、縮小を含め継続的に見直す。

### 2 委託

公共性や経済性等が図られるよう配慮する。また、一定期間を経過したものについては、廃止、縮小を含め継続的に見直す。

### 3 貸付

県行政と密接な関連を有する事業を対象とするとともに、法人の財務状況や事業内容等を調査検討し、真に必要なものに限定する。

なお、短期貸付けを反復かつ継続的に実施する方法による支援は行わない。

### 4 損失補償

新たな損失補償は原則として行わない。

ただし、特別の理由によりやむを得ず損失補償を行う場合は、損失補償契約の内容、損失補償を行う特別な理由・必要性等必要な事項を県議会に明らかにするものとする。

### 5 追加出資等

県財政の効率的・効果的な運用及び法人の自主・自立の観点から、追加の出資等を行わない。

事業実施に必要な運用益収入等が確保できない場合は、県との関係を出資等以外の方法により再構築することを検討するとともに、必要な支援は、補助、委託の方法により行うものとする。

## 第8 設立

第三セクターの新たな設立は行わない。

ただし、所管部局において、外部専門家の意見を聴き客観性及び専門性の確保に特に留意した上で、将来の需要予測、事業計画の策定等を行った結果、第三セクターによる事業

実施が適当と判断したときは、第三セクターのあり方に関する検討委員会で検討を開始するものとする。

附 則

- 1 この基本方針は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 第三セクターの設立・運営及び指導監督に関する基本方針（平成11年3月19日付け行-505総務部長通知）は廃止する。

附 則

この基本方針は、平成24年3月30日から施行する。

附 則

この基本方針は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この基本方針は、平成27年1月5日から施行する。

附 則

この基本方針は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この基本方針は、令和5年4月1日から施行する。